

外来生物について

★ 外来生物とは？

外来生物とは、元々生息していなかった地域から人間によって持ち込まれた生き物です。

愛玩や食用目的で海外から持ち込まれたものに加えて、船舶等に付着して非意図的に持ち込まれた生き物も含まれます。

日本国内に元々生息していた種であっても、異なる地域に生息している生物は遺伝的に異なるものも多く、地域固有種となっています。元の生息地以外に持ち込まれた生き物も外来生物です。

※日本には、外来生物が2,000種以上生息しているといわれていますが、農作物や家畜、ペットのように人の役に立っている外来種も多く、全てが問題になっているわけではありません。

★ 特定外来生物とは？

外来生物のうち、海外から持ち込まれ、日本の生態系などに悪影響を与えたり、または影響を与える可能性が高い種について「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」によって**特定外来生物**に指定しています。

※2020年8月現在、特定外来生物に3科15属122種8交雑種(148種類)が指定されています。

身近な外来生物 アメリカザリガニ

アメリカザリガニは、ウシガエル(特定外来生物)の餌として1927年にアメリカから輸入されたのが始まりです。愛媛県に導入された年代は不明ですが、県内の平野部を中心に広く分布しています。本県では、他県で報告される本種の大量発生事例はありませんでしたが、近年、局所的に発生量が増えている場所も散見されるようになってきました。

【野外で増えると何が困る？】

例えば、絶滅危惧種の昆虫が生息しているため池では、昆虫の生息場所や産卵場所である水草環境を破壊してしまい、絶滅に追いやってしまう危険性が高まります。アメリカザリガニの根絶は非常に困難です。

外来生物法における特定外来生物の扱いで原則禁止されていること

- 飼育・栽培すること
- 保管・運搬すること
- 輸入・販売・譲渡すること
- 野外に放つこと

違反すると最高で個人の場合は懲役3年、罰金300万円、法人の場合は罰金1億円が科せられます。

「生物多様性の危機」と外来生物

生物多様性とは、全ての生命の多様さと、それらがつながりを持っていることを意味し、我々の暮らしはこの生物多様性から得られる恵み(生態系サービス)を利用することで成り立っています。現在、生物多様性は、4つの危機に直面しており、外来生物など人間によって持ち込まれた生き物による危機はそのうちの1つに含まれています。

生物多様性の危機

- ① 開発行為による危機
- ② 自然に対する働きかけの縮小による危機
- ③ 外来生物による危機
- ④ 地球温暖化等、地球環境の変化による危機

外来生物が与える悪影響

生態系への影響

愛媛県に元々生息していた生き物を捕食してしまい、生態系のバランスを崩してしまいます。



オオクチバス

人の生命・身体への影響

人に対して毒があったり、攻撃的な種によって被害を受ける危険性があります。



セアカゴケグモ

農林水産業への影響

農作物等を食い荒らす可能性があります。



アライグマ

外来種被害予防三原則

悪影響を及ぼす恐れのある外来種を“**入れない**”

まだ愛媛県に侵入していない悪影響を与える恐れのある外来種を持ち込まないことが大切です。

飼育・栽培している外来種を“**捨てない**”

ペット等で飼育している外来種は、野外に逃がさず最後まで面倒をみるのが大切です。

野外に生息している外来種を他地域に“**拡げない**”

すでに愛媛県に定着している外来種を、まだ定着していない地域に拡げないことが大切です。